

こまき応援寄附金情報発信業務委託プロポーザル審査委員会  
設置要綱

〔 令和 8 年 6 月 1 8 日 〕  
〔 8 小商第 6 2 4 号 〕

(設置)

第 1 条 こまき応援寄附金情報発信業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、こまき応援寄附金情報発信業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こまき応援寄附金情報発信業務委託プロポーザル実施要綱（令和 8 年 6 月 1 8 日 8 小商第 5 6 4 号）第 5 条に規定する技術提案書及びその他別に定める提出書類（以下「技術提案書等」という。）の評価基準及び基準点の設定に関すること。
- (2) 提出された技術提案書等の審査により当該業務について技術的に最適な者及び次点者 1 者を選定し、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小牧商工会議所が推薦する者
- (2) 地域活性化営業部長
- (3) 地域活性化営業部次長
- (4) 広報広聴課長
- (5) シティプロモーション課長

3 委員会に委員長を置き、地域活性化営業部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員は、第 2 条第 2 号に規定する審査の結果を市長に報告した後

に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員が会議に出席できない場合には、あらかじめ委員長の承認を得て代理を立てることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

2 この要綱は、第4条の規定による委員の解任をもって、その効力を失う。